

平成26年度がん対策予算案の概要

平成26年度予算案額 230億円(平成25年度予算額 235億円)

基本的な考え方

- 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

22億円(20億円)

- (1) がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成 0.4億円(0.3億円)
 (2) がん診療連携拠点病院の機能強化 21.8億円(19.3億円)
 改 ※「地域がん診療病院(仮称)」及び「特定領域がん診療病院(仮称)」の設置

2. がんと診断された時からの緩和ケアの推進

5.8億円(4.4億円)

- (1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進 5.3億円(3.8億円)
 改 ・緩和ケア推進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 3.0億円(1.0億円)
 ・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修事業) 1.1億円(0.9億円)
 (2) 在宅医療・介護サービス提供体制の構築 0.5億円(0.6億円)

3. がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備

24億円(17億円)

- 新規・全国がん登録データベース構築等事業(国立がん研究センター委託費) 6.1億円(0億円)
 ・院内がん登録促進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 10.8億円(9.1億円)
 ・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア研修を除く) 6.7億円(6.8億円)
 新規・がんと診断された時からの相談支援事業 0.4億円(0億円)

4. がん予防・早期発見の推進

33億円(92億円)

- (1) がん予防 1.5億円(14.3億円)
 ・健康的な生活習慣づくり重点化事業(たばこ対策促進事業) 0.4億円(0.4億円)
 (2) がんの早期発見 31.3億円(77.6億円)
 改 ・がん検診推進事業 26.4億円(72.6億円)

【平成25年度補正予算案】

- ・働く世代の女性支援のためのがん検診の推進 44億円

5. がんに関する研究の推進

138億円(96億円)

- 「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議報告書」を踏まえ、がん研究を強力に推進する。
 改 ・がん対策推進総合研究事業 90.2億円(61.7億円)

6. がん患者の治療と職業生活の両立

3.1億円(2.6億円)

- ・がん患者の就労に関する総合支援事業等(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2.0億円(1.8億円)

7. 小児へのがん対策の推進

3.8億円(3.8億円)

- ・小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業) 2.0億円(2.0億円)
 ・小児がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 0.3億円(0.3億円)
 ・小児がん拠点病院整備費 1.0億円(1.0億円)

(再掲) がん診療連携拠点病院の機能強化関連

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(全体) 39.7億円(33.3億円)

平成26年度がん対策予算案について

230億円（235億円）

○がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う 医療従事者の育成	22億円（20億円）
---	------------

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

（主な事業）

㊤・がん診療連携拠点病院機能強化事業 21億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進する。

また、がん診療連携拠点病院がない2次医療圏を中心に「地域がん診療病院（仮称）」を設置するとともに、特定がん種に多くの診療実績を有し、都道府県内で拠点的な役割を果たす「特定領域がん診療病院（仮称）」を設置し、がん診療連携拠点病院との連携により、がん診療のさらなる均てん化と専門的診療の一定の集約化を図る（地域がん診療病院（仮称）機能強化事業）。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

※但し、地域がん診療病院（仮称）機能強化事業は都道府県のみ

（補助率）都道府県（1/2）、独立行政法人等（定額）

2. がんと診断されたときからの緩和ケアの推進	5.8億円（4.4億円）
-------------------------	--------------

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアががんと診断されたときから提供されるとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目無く実施されるよう、がん診療連携拠点病院等において、各事業を実施する。

（主な事業）

㊤・緩和ケア推進事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 3億円

都道府県がん診療連携拠点病院に設置している「緩和ケアセンター」について、財政支援の対象を地域がん診療連携拠点病院に拡充するとともに、地域において専門的緩和ケアの基盤づくりを行う活動を支援する。

- (補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 都道府県 (1/2)、独立行政法人等 (定額)

3. がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備
24億円 (17億円)

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、がん診療連携拠点病院や地域がん診療病院(仮称)に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。また、これら以外の医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域ごとのきめ細やかながん対策の推進を図るための支援を行う。

また、がん登録推進法の成立に伴い、独立行政法人国立がん研究センターにおいて、国内におけるがん罹患、診療、転帰等に関する情報を記録保存するためのデータベースを構築するとともに、全国がん登録の制度説明会を実施する。

(主な事業)

- ・院内がん登録促進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業費) 10.8億円
がん診療連携拠点病院等において質の高い院内がん登録を促進する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等
(補助率) 都道府県 (1/2)、独立行政法人等 (定額)

- ④・国立がん研究センター委託費(全国がん登録データベース構築等事業) 6.1億円
(委託費) 独立行政法人国立がん研究センター

4. がんの予防・早期発見の推進
33億円 (92億円)

働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる乳がん検診、子宮頸がん検診及び大腸がん検診の体制を整備することなどにより、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。

(主な事業)

- ⑤・がん検診推進事業 26億円
大腸がん検診について、受診率向上を図るため、5歳刻みの一定年齢の者を対象として、無料クーポン券や検診手帳の配布等を実施する。

(補助先) 市町村
(補助率) 1/2
(対象年齢) 大腸がん: 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男性・女性

(参考)【平成25年度補正予算案】

- ・働く世代の女性支援のためのがん検診の推進 44億円
子宮頸がん及び乳がんの受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるため、受診勧奨(コール・リコール)及び過去に無料クーポン配布を受けたが未受診である者等の検診費用の助成を行う。

5. がんに関する研究の推進

138億円（96億円）

がん対策推進基本計画に基づき、がん研究の今後のあるべき方向性と具体的な研究事項等についてとりまとめた「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議報告書」を踏まえ、がん研究を強力に推進する。

（主な事業）

- ㊤・がん対策推進総合研究事業（※厚生科学課計上） 90億円
予防、早期発見から新規薬剤開発、医療技術開発や実用化、新規標準治療開発等、がん医療の実用化のための研究、がん患者のより充実したサバイバーシップの実現等を目指した政策課題解決のための研究を強力に推進する。

6. がん患者の治療と職業生活の両立

3.1億円（2.6億円）

がん罹患しても安心して暮らせる社会を構築するため、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、がん患者・経験者及びその家族等に対する相談支援と情報提供の充実を図り、仕事と治療の両立を支援する。

（主な事業）

- ・がん患者の就労に関する総合支援事業等（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 2億円
がん診療連携拠点病院に社会保険労務士等の就労支援に関する専門家を配置し、がん患者及びその家族に対する就労に関する相談支援及び情報提供を引き続き行うとともに、がんの診断時等に就労継続を見据えた治療と働き方に関する情報提供がなされるよう、主治医等の医療従事者向け研修を実施する。
（補助先）都道府県、独立行政法人等
（補助率）都道府県（1/2）、独立行政法人等（定額）

7. 小児へのがん対策の推進

3.8億円（3.8億円）

小児においてがんは病死原因の第1位であり、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、引き続き小児がん拠点病院や小児がんの中核的な機関の運営等を支援する。

（主な事業）

- ・小児がん拠点病院機能強化事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 2億円
小児がん対策として、専門施設（小児がん拠点病院）を設け、患者を集約し、最新かつ最適治療を提供するとともに、地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行い、小児がん患者・家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けるために必要なプレイルームの運営や相談支援人員等を確保する。
（補助先）独立行政法人等
（補助率）定額